

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 令和六年度県統計調査の実施

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 保安林の指定予定

○ ”

○ ”

○ ”

【公告】

○ 公共測量の実施

統計分析課

指導監査課

治山課

”

”

”

監理課

目次

担当課（室）

令和6年5月7日 岡山県公報 第12597号

◎岡山県告示第二百十四号

令和六年度において、次の県統計調査を実施する。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

令和六年度環境に関する県民等意識調査

2 目的

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定された岡山県環境基本計画（エコビジョン二〇四〇）の改訂に当たっての基礎的な資料とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

満十八歳以上の県民、民営の常時雇用者数三十人以上の県内の事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

環境学習、環境保全活動、環境情報、岡山県の取組状況、環境保全に関する経営方針、環境保全対策費、環境保全に関する具体的取組について等

2 その基準となる期日又は期間

令和六年五月一日

四 報告を求める者

県民二千五百人、千事業所

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求める期間

令和六年五月から同年六月まで

七 実施部課名

環境文化部環境企画課

令和6年5月7日 岡山県公報 第12597号

◎岡山県告示第二百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所 あおば

2 所在地

勝田郡奈義町豊沢六〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社いろ葉

2 主たる事務所の所在地

勝田郡奈義町豊沢六〇〇番地

三 指定年月日

令和六年五月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇九五

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

◎岡山県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市三石字井戸ノ谷三三三三八の一、三三三三八の二、三三三三九から三三四三三まで、三三四四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸ノ谷三三三三九・三三四四二・三三四四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町本郷字春日山一一八九、一一九〇、一二〇二、一二三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字春日山一二〇二・一二三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町下加茂字真瀬良一八一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市田口字井手口一六〇四、一六〇六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年5月7日 岡山県公報 第12597号

〔二三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町下 笠加及び山田庄地 内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年三月二十八日から 同年七月三十一日まで	測 量 期 間